第6次改正（昭和46年6月16日公布　法律第110号）の概要

①　業法の目的規定に「購入者等の利益の保護」を追加すること
②　免許取消しの場合、再取得を禁止する期間を2年から3年にすること
③　法人に対する免許の付与について、審査対象を、その法人に対し、役員同様の支配力を持つ物までに拡大すること
④　宅地建物取引業者による名義貸しを禁止すること
⑤　取引主任者について知事への登録の制度を設け、重要事項説明を行わせる等、その責任を明確にすること
　・取引主任者の資格登録簿への登載、変更登録、登録削除等による実態把握のための登録制度を創設。
　・重要事項の説明、物件説明書への記名押印、契約締結後に交付する書面への記名押印についての規定を整備。
⑥　青田売り（未完成物件）は開発許可、建築確認等の後でなければ、広告や契約を行えないこととすること
⑦　損害賠償額（違約金）の予定等の制限、瑕疵担保責任の特約の制限、手付金の額の制限等契約内容の適正化を図ること（宅地建物取引業者が自ら売主となる売買契約の場合）
　・契約の解除に伴う損害賠償額の予定或いは違約金を定める場合には、代金の額の 2割を超えてはならないとした。
　・瑕疵担保責任について、物件の引渡しから2年以上とする特約に限ることとした。
　・買主から受領する手付金に解約手付としての性格を与えるとともに、受け取ることのできる額を代金額の2割以内に限ることとした。
　・割賦販売契約における解除等の制限、所有権留保等の禁止規定を設けることとした。
⑧　青田売りについて前金保全措置を講じなければ、前金を受領できないこととすること
⑨　前金保証事業を行う会社は建設大臣の指定によるものとすること
⑩　事務所以外の案内所について知事への届出制とすること
⑪　その他、指示処分違反に対する業務停止に係る規定を設けるなど監督・罰則規定を整備すること

※　政府提案